

鹿 児 島 県 公 報

平成24年 9 月 7 日（金）第2836号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）
定 価 送 料 共 1 箇 月 2, 650 円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

○都市計画公聴会の開催

（都市計画課取扱い） 1

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1019 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により，次のとおり公聴会を開催する。

平成24年 9 月 7 日

鹿 児 島 県 知 事 伊 藤 祐 一 郎

1 日時

平成24年 9 月 30 日（日）午後 3 時から

2 場所

鹿 児 島 市 高 齢 者 福 祉 セ ン タ ー 吉 野（鹿 児 島 市 吉 野 町 3275 番 地 3）

3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

鹿 児 島 都 市 計 画 道 路 の 変 更

(1) 都市計画道路中 3・3・29号館之馬場通線を次のように変更する。

種 別	位 置		主 経 過 地	区 域	構 造	
	起 点	終 点			延 長	車 線 数
幹線街路	鹿 児 島 市 平 之 町	鹿 児 島 市 川 上 町	鹿 児 島 市 山 下 町 鹿 児 島 市 稲 荷 町 鹿 児 島 市 吉 野 町	約 10, 340m	4 車 線	25m

(2) 都市計画道路中 3・4・61号坂元寺山線を次のように変更する。

種 別	位 置		主 経 過 地	区 域	構 造	
	起 点	終 点			延 長	車 線 数
幹線街路	鹿 児 島 市 坂 元 町	鹿 児 島 市 吉 野 町	鹿 児 島 市 吉 野 町	約 6, 790m	2 車 線	16m

4 公述の申出

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は，公述申出書（別記様式）を平成24年 9 月 24 日（月）までに，鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課（鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号 郵 便 番 号 890-8577）に到着するよう提出すること。

なお，公述申出書の様式は，鹿 児 島 県 土 木 部 都 市 計 画 課 の ホ ー ム ペ ー ジ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

- (2) 知事は、公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して、その者に通知する。
- 5 公聴会の開催の中止
4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には、公聴会の開催を中止する。
- 6 関係図書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧の場所
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市都市計画課及び吉野区画整理課
(2) 縦覧の期間及び時間
平成24年9月7日から同月24日までのそれぞれの日（鹿児島市吉野区画整理課以外の縦覧の場所にあつては、県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 公聴会に関する問合せ先
鹿児島県土木部都市計画課（電話099－286－3678）
鹿児島市吉野区画整理課（電話099－244－2114）

別記様式

公 述 申 出 書	
鹿児島県知事 伊藤祐一郎 殿	
私は、 月 日に開催される鹿児島都市計画道路の変更に関する公聴会において、下記の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。	
平成 年 月 日	
郵便番号	
住 所	電話番号
氏 名	
年 齢	職 業
意見の要旨及びその理由（別紙）	